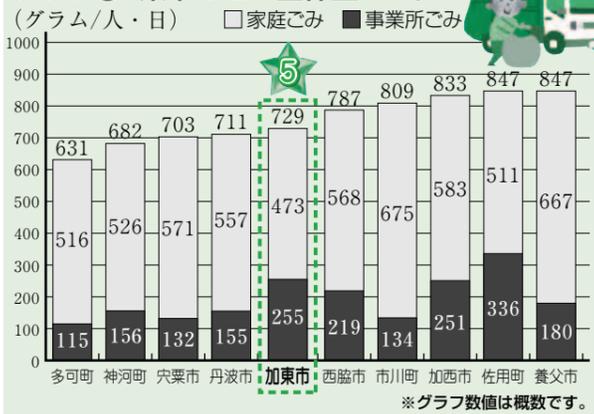


グラフ① 県下の家庭ごみの量ベスト10



グラフ② 県下のごみ全体量ベスト10



ごみの水切り、マイバッグの活用などの身近なエコ活動を中心とした、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組んでいただいた成果です。また、家庭ごみと事業所ごみを合わせた『ごみ全体』の排出量も、昨年引き続いて県内5位と、上位を保っています(グラフ②のとおり)。ごみ排出の少なさは、ごみ処理経費にもよい影響を与えています。

循環型社会の構築を目指している加東市は、市民のみなさまとともに、さらなるごみの減量・再資源化に取り組んでいきます。

今後とも手を取り合っ、ごみが一番少ないまちを目指しましょう。

お問い合わせ  
市民生活部生活課  
(庁舎1階)  
☎43・0503

**加東市の1人1日あたりの家庭ごみ量**  
**3年連続 県内最少を達成しました!**

環境省による『平成25年度一般廃棄物処理実態調査』で、各自治体における住民1人1日あたりの家庭ごみ排出量が発表され、兵庫県41市町(29市12町)のなかで、加東市が3年連続で『家庭ごみ排出が一番少ないまち』となりました。この結果は、市民のみならずお一人おひとりが、循環型社会構築に高い意識を持ちながら、日頃から分別の徹底、生

ごみの水切り、マイバッグの活用などの身近なエコ活動を中心とした、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組んでいただいた成果です。また、家庭ごみと事業所ごみを合わせた『ごみ全体』の排出量も、昨年引き続いて県内5位と、上位を保っています(グラフ②のとおり)。ごみ排出の少なさは、ごみ処理経費にもよい影響を与えています。

循環型社会の構築を目指している加東市は、市民のみなさまとともに、さらなるごみの減量・再資源化に取り組んでいきます。

今後とも手を取り合っ、ごみが一番少ないまちを目指しましょう。

お問い合わせ  
市民生活部生活課  
(庁舎1階)  
☎43・0503

**加東市公共施設適正配置計画(案)の代替案を受け付けています**

加東市では、加東市公共施設適正配置計画を平成27年3月に策定することとしていましたが、市民説明会やパブリックコメント等でいただいたご意見・ご要望等をふまえ、現在、再度熟慮・熟考を行うとともに、市民のみなさまからの代替案の提案を受け付けています。同計画については、平成27年9月には策定したいと考えていますので、代替案の受付期限を平成27年6月12日(金)【**必着**】とさせていただきます。

お問い合わせ 協働部企画協働課(庁舎4階)  
☎43-0389

**夏休みアフタースクール支援員・支援員補助を募集します**

募集職種・人員 ○支援員 5人程度  
○支援員補助 45人程度

雇用期間 7月21日(火)~8月31日(月)

必要な資格・免許  
○支援員 ◆保育士資格、教員免許、社会福祉士資格のいずれかを有する方 ◆高等学校等を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した方 ◆大学等で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学の課程を修めて卒業した方  
○支援員補助 資格・免許は必要ありません

勤務形態 週3~5日 7時30分~13時もしくは、13時~18時(時間外勤務あり)

応募方法 履歴書(写真付)と資格証写し(支援員のみ)を子育て支援課まで持参または郵送してください。

応募期限 6月19日(金)

選考方法 面接

申し込み・問い合わせ 〒673-1493 加東市社50番地 福祉部子育て支援課(庁舎1階) ☎43-0408

**滞納処分**  
滞納処分とは、納付が滞っている税金を強制的に徴収するため、滞納している人の意思に関わりなく、財産を差し押さえて換価し、滞納になっている税金に充当して完納させる一連の手続きをいいます。法律では、『督促状』を発行した日から10日以内に完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬと決められています。

**督促**  
納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に『督促状』を発送します。督促状1通について、納付すべき税額とは別に、100円の督促手数料を納付いただきます。

**納付催告**  
督促状を送付しても納付されない場合に、電話や自宅訪問などによる催告、また催告書を発送します。滞納処分するまでに催告をしなければなりません。

**財産調査**  
滞納処分につながるために、国税徴収法の規定に基づき、次の方法で財産を調査します。  
●質問・検査 金融機関・勤務先・取引先などへの照会  
●搜索 滞納者の住居・事務所などへの強制搜索

ならないとは定められていませんが、納め忘れなどによる納付遅れがないかを確認するために実施しています。

**差し押さえ**  
滞納処分につながるために、滞納者の住居・事務所などへの強制搜索

滞納処分は、滞納者への事前了承を得ずに行うことができ、個人情報保護法も適用されません。また、徴税吏員の質問に対して答弁せず偽りの陳述をした者、検査を拒否・妨害・忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

**差し押さえ**  
督促・催告を行っても納付や相談もない場合は、財産を差し押さえることとなります。差し押さえは、滞納者の意思に関わりなく、滞納者の特定の財産を公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる、滞納処分の最初の手続き(強制処分)です。

十分にご注意ください。

**◆延滞金**  
納期限経過後に納税される場合、法律に基づく率で延滞金がかかります。うっかり納め忘れた場合でも、納期限を過ぎると延滞金が掛かります。

**納税に困ったときは、すぐにご相談を**  
事情により納期限までに納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。



**税の公平性を保つために**  
**差し押さえ等による滞納処分を強化していきます**

**平成26年度差し押さえ件数**

| 項目        | 件数  | 金額(円) |
|-----------|-----|-------|
| 不動産       | 6   | (14)  |
| 預貯金等の債権   | 127 | (210) |
| 給与        | 27  | (56)  |
| 家宅搜索によるもの | 3   | (9)   |
| 合計        | 163 | (289) |

①( )内は25年度件数  
②不動産は公売1件を実施

滞納処分は、滞納者への事前了承を得ずに行うことができ、個人情報保護法も適用されません。また、徴税吏員の質問に対して答弁せず偽りの陳述をした者、検査を拒否・妨害・忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

**◆延滞金**  
納期限経過後に納税される場合、法律に基づく率で延滞金がかかります。うっかり納め忘れた場合でも、納期限を過ぎると延滞金が掛かります。

**納税に困ったときは、すぐにご相談を**  
事情により納期限までに納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。